

ベビーシッターの活用による育児休業復帰支援事業の実施について

区では、育児休業中の保護者の職場復帰を支援するため、育児休業明けの保護者がベビーシッターを活用した際の利用料を一部助成する育児休業復帰支援事業を開始した。

1 事業概要

1年間の育児休業取得後に復職する保護者が、保育所等へ入所するまでの間の保育を、東京都の補助事業を活用して確保し、その際のベビーシッター利用料の一部を助成する。
※東京都補助事業の実施期間が平成31年度末までの予定となっているため、区における事業実施期間も平成31年度末までとする予定。

2 利用対象児童

- 0歳児で保育所等への入所申込みをせず、育児休業を1年間取得した後、復職して入所するまでの間の保護者の当該育児休業に係る児童
- 上記要件によりベビーシッターによる保育を受けており、育児休業明けの翌4月の入所についても不承諾となった児童（平成31年度から利用対象となる。）

3 事業規模

5名～10名程度

4 周知

平成30年12月から区ホームページで公表を開始したほか、広報しんじゅく12月25日号に掲載した。